

国立大学法人東京農工大学大学院に置かれる研究部、教育部等の呼称を定める規程の暫定的運用に関する規程を次のとおり制定する。

平成17年1月26日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 教 規程第5号

国立大学法人東京農工大学大学院に置かれる研究部、教育部等の呼称を定める規程の暫定的運用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学大学院に置かれる研究部、教育部等の呼称を定める規程(以下「規程」という。)第6条の規定に基づき、規程第2条から第5条までに定める研究部及び教育部並びに当該部局の部局長及び副部局長の呼称(以下「呼称」という。)が、大学設置・学校法人審議会への事前届出を経て、文部科学大臣により本学の中期目標の変更及び中期計画の変更の認可がなされるまでの間の暫定的運用について定めるものとする。

(名称の併記)

第2条 本学ホームページ、大学概要及び大学案内その他これらに準ずる書類(以下「ホームページ等」という。)に呼称を用いる場合には、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第4条第2項に定める大学院に置かれる研究部及び教育部の名称並びに第22条第1号から第4号及び第23条第1号から第4号に定める部局長及び副部局長の名称(以下「名称」という。)を括弧書きで併記しなければならない。

2 前項における併記は、ホームページ等の全部又は初出において行うものとする。

(名称の使用)

第3条 国立大学法人法その他の法令に基づき作成する文書においては、名称のみを用いるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。